

**令和5年度国内観光客誘致プロモーション業務  
公募型プロポーザル提案説明書**

**1 実施主体**

札幌市国内観光プロモーション実行委員会（以下、「委託者」という）

**2 業務名**

令和5年度国内観光客誘致プロモーション業務

**3 業務の目的**

本市における国内観光客数は、観光閑散期と言われる10月～3月では、4月～9月の約6割程度にまで減少している。そのため、この観光閑散期においては、積極的なプロモーションを展開することで札幌の魅力をPRし、継続的に来札意欲を喚起することが重要である。また来札観光客のリピート率は約7割と高いことを踏まえ、秋冬ならではの札幌の楽しみ方、まだ認知されていないコンテンツ等を訴求し、札幌の新しい魅力を周知することで、道内外からの観光客誘致を推進し、宿泊数増及びリピーター増を図るとともに、ガイドブックに掲載されるようないわゆる“王道”の札幌のイメージに捉われず、札幌に滞在すべき理由やアイデアを発信することで、観光客の獲得を図る。

**4 業務委託期間**

業務委託期間は、契約締結日から令和6年3月29日までの間の所定の日とする。ただし、所定の日はプロモーションの内容に応じ、委託者が定める。

**5 予算規模**

本業務の上限は29,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

**6 業務の内容**

上記の目的を達成するため、道内外（国内）向けに以下に示す業務を行うこと。

(1) Web マガジン制作

札幌の秋冬の楽しみ方、新しい札幌の楽しみ方等を伝える「Web マガジン」サイトを制作する。また、Web マガジンに掲載する記事を制作する。

記事については、以下の各観点を踏まえて制作すること。

- ・来札リピーター層に、札幌の新しいスポット・魅力的なコンテンツなどを紹介し、何度も訪れる価値がある、長期滞在する価値があることを示し来札意欲を喚起すること
- ・特定の分野に興味関心がある SIT 層などにとって「読む価値あるコンテンツ」を作り来札意欲を喚起すること
- ・単なる札幌の観光スポットや食等の紹介記事ではなく、記事自体に深みや面白さがあり、読み応えがあるものとする
- ・WEB マガジンを継続的に読みたくなる仕掛けや工夫をすること
- ・記事内で紹介する観光スポット・コンテンツ等へのアクセス情報を掲載すること

また、以下(ア)～(オ)のテーマは必須とし、その他は目的に沿うようなテーマについて制作すること。

- (ア) 札幌市が実施している「令和5年度付加価値の高い観光コンテンツ事業」補助対象事業において造成された秋冬向けコンテンツ（8月以降札幌市より情報提供予定）
- (イ) 札幌市が観光人材育成支援プログラムにより作成した「SAPPORO ぶらり手帖」（地元民がお勧めする観光スポットやまち歩きコース）
- (ウ) 定山溪エリアの新設観光スポット
- (エ) 札幌市が推進する「スノーリゾートシティーSAPPORO」に関する取組
- (オ) 札幌市で開催されるオータムフェスト、雪まつり等のイベント

#### ア Web マガジン設置サイト

Web マガジンは、一般社団法人札幌観光協会が維持管理している「ようこそさっぽろ」のサブドメインを使用した特設サイトとして開設する。（サブドメインの取得は委託者が手配する。）

なお「ようこそさっぽろ」から、Web マガジン設置サイトへの導線の設置など「ようこそさっぽろ」のページデザインの変更に関しては「ようこそさっぽろ」側で実施する。

#### <制作上の留意点>

- ・Web ページデザイン及び機能は効果的かつわかりやすくシンプルにまとめること。

- ・Web マガジン設置サイトのトーンやマナーについては「ようこそさっぽろ」と異なるデザインを用いることが可能であり、読者への訴求や視聴を最大限促すようなものとする。
- ・記事においては写真等画像を効果的に使い、見やすく読みやすい文章・表現とすること。文字過多にならないこと。
- ・記事内容と掲載時期のシーズンが異なるなど、適切な時期を逸することが無いようにすること。
- ・来年度以降に継続することも想定し、それを踏まえたサイト構成とすること。
- ・Web マガジンの読者が、スムーズに旅行の検討に移行できるような導線を設置するなど、「ようこそさっぽろ」等のサイトも活用した一定の回遊性があることが望ましい。
- ・「ようこそさっぽろ」との連動など、サイト構築に関する技術的な調整については必要に応じて「ようこそさっぽろ」の運営者である札幌観光協会と行うこと。

#### イ 実施期間

(ア) Web マガジンサイト公開：令和5年9月～

(イ) 記事掲載時期：令和5年9月以降（最低3年間は掲載する）

#### ウ 掲載本数

月5本以上の記事を掲載すること（令和5年9月～令和6年1月までの5カ月間）。

### (2) プロモーションの実施

制作した Web マガジンを周知するとともに、サイトへの誘引及び記事拡散、読者拡大のため、インターネットや SNS 等、効果的と考えられる媒体を活用した広告や、読者獲得のためのキャンペーン等、効果的なプロモーションを実施すること。

#### ア ターゲット

メインターゲット：首都圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）  
大阪府、愛知県

サブターゲット：福岡県、広島県、兵庫県、京都府、静岡県、茨城県  
※新千歳空港への直行便があり送客数が多い府県

※ターゲット層については委託者との協議により最終決定することとする。

#### イ 実施期間

令和5年9月～1月のうち、記事掲載のタイミング等を考慮しながら、最も効果的なタイミングや手法を検討し、以下の予算規模の範囲内で最大限に実施すること

## ウ 広告規模

19,000千円程度

※金額は提案時の想定額。事業内容に応じて増減の可能性あり。

### (3) SEO 対策

サイトの検索順位向上やサイト内回遊性を向上させるための SEO 対策を提案し、適切な対策を講じること。

### (4) 効果測定及び分析・運用改善

本事業の実施期間内において、記事の追加及び広告の実施前後で比較した各指標の推移（サイト全体の UV/UU、閲覧タイミングの傾向、直帰率・離脱率、平均表示スピード、平均ページ/セッション等）をモニタリングし、市場の嗜好・動向を把握し、改善必要箇所については随時対応すること。

### (5) その他

本サイト内の記事について、必要に応じ、最新情報への更新を行うこと。

### (6) 独自提案

その他事業目的達成に資するアイデア・独自提案があれば提案すること。

### (7) 実施結果の報告

指定の期限までに、実施概要、実施結果及び効果を取りまとめて報告すること。報告は、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすいものにする。なお、この結果は公表する場合がある。

## 7 企画提案を求める事項

以下の項目について企画提案書を作成するものとする。なお、提案にあたっては、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めるものとする。

### (1) コンセプト及びサイト設計・デザイン

本事業のコンセプトを示すとともに、これに基づいた、サイト設計（サイト構成案、サイト機能一覧等）や、サイトデザイン（※イメージがわかるもの）について示すこと。

### (2) Web マガジンのコンテンツ

下記アからオについて具体的に示すこと。また、具体的なデザインや記事内容を視覚的に確認できる記事例を1例以上示すこと。

さらに、各提案が本業務の目的達成に向け効果的であると見込む理由も併せて示す

こと。

ア 編集方針及び編集体制（企画から制作までの体制）

イ Web マガジンのタイトル、コンセプト等企画案

ウ 記事テーマ、想定記事内容、訴求点

エ 継続的な読者獲得のための工夫点

オ 記事本数、制作スケジュール、実施体制

(3) プロモーション手法

Web マガジン周知、サイト誘引、記事拡散・読者拡大のための施策について、プロモーション手法を具体的に示すこと。また、効果的であると見込む理由も併せて示すこと。

ア プロモーションで使用する具体的な媒体及び手法

イ プロモーションを実施する媒体、場所、期間、回数等

ウ 広告デザイン、キャッチコピー、グラフィック等（具体的な広告例のイメージ）

(4) SEO 対策

コンテンツ面及び技術面での SEO 対策について、具体的な内容・手法を示すこと。

(5) 効果測定

ア 当該業務の有効性を測る事業指標及び成果指標を設定し、それぞれの設定目標を示すこと。

イ 当該事業指標及び成果指標の具体的な測定方法、測定時期を示すこと。

ウ 当該業務に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容（指標）、測定方法、測定時期及び目標についても示すこと。

(6) 実施体制及び実施スケジュール

ア 業務体制（人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。）並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

ウ 準備及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。

(7) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

## 8 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登載されており、かつ、次に掲げる(1)～(3)の全て

の要件を満たすものであること。

ただし、札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていないものであっても、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面の提出を行うことで、参加の申込を行うことができる。なお、これらの書面は参加申込書と同時に提出するものとする。

- (1) 本プロポーザルにおいて、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市の競争入札参加停止等措置要領等の規定に基づき参加停止の措置を受けていないこと。

<札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていないものが提出する書面>

提出書面	備考
ア 申出書	(様式3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表（直前2期分）	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 （市区町村税）	※本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 （消費税・地方消費税）	※未納がない旨の証明書（その3の3）（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

## 9 参加手続きに関する事項

### (1) 日程

ア 公募開始	令和5年6月30日（金）
イ 参加申込書の提出期限	令和5年7月14日（金）12時00分必着
ウ 企画提案書の提出期限	令和5年7月24日（月）12時00分必着
エ 実施委員会によるヒアリングの実施	令和5年7月下旬
オ 提案事業者への選定結果の通知	令和5年7月下旬
カ 契約締結	令和5年8月上旬

## (2) 提出書類

各種書類は、上記(1)の提出期限までに、実行委員会事務局（札幌市観光・MICE 推進課内）へ郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る）又は持参により提出すること。

- ア 参加申込書（様式1） 1部
- イ 企画提案書及び参考見積書（様式自由、A4縦、両面使用）
  - ・表紙に提案者の団体名称を記載したもの 3部
  - ・提案者の団体名称が記載されていないもの 15部
- ウ 上記イのPDFデータ（CD又はDVD） 1部

## (3) 留意事項

- ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- イ 提出のあった申込書類は返却しない。
- ウ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなどプロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

## (4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に所定の書面（様式2）に質問の要旨を簡潔に記入し、実行委員会事務局に電子メールで送信すること。

### ア 質問受付期限

令和5年7月10日（月）12時00分まで

### イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、内容を札幌市ホームページで公表する。

### ウ 送付先電子メールアドレス

[kanko@city.sapporo.jp](mailto:kanko@city.sapporo.jp)

※メールのタイトルは「(団体名)【令和5年度国内観光客誘致プロモーション業務】質問書」とする。

## 10 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、当実行委員会の構成団体等からなる「札幌市国内観光プロモーション企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）を設置して評価する。評価及び契約候補者の選定は、実施委員会が審査を行って、最も適当と思われる提案者を選定し、もって契約候補者とする。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「8 参加資格要件」に基づき審査を行い、結果を通知する。参加資格を満たさない場合は、書面により結果を通知する。

(2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
コンセプト及びサイト設計・デザイン (7-1)関係)	本事業のコンセプトや、これに基づいたサイト設計・デザインは事業目的に沿った適切なものとなっているか。	5
コンテンツ (7-2) 関係)	Web マガジンの企画案、記事テーマ及び内容等は事業目的に沿ったものであり、札幌への興味関心の向上及び来札意欲の喚起を図るものとなっているか。また、記事の編集方針及び編集体制は適切であるか。	25
	コンテンツには魅力的な仕掛けや工夫がなされており、読者の継続的なアクセスに繋がるものとなっているか。	20
プロモーション手法 (7-3)関係)	プロモーションの手法は Web マガジンの周知、サイト誘引、記事拡散及び読者拡大に繋がる魅力的かつ効果的なものであるか。	20
	広告の発信回数及びスケジュールは合理的であり、Web マガジンの周知、サイト誘引、記事拡散及び読者拡大が見込める適切なものであるか。	15
効果・目標の妥当性 (7-5) 関係)	プロモーション効果を測る指標が適切であり、目標の設定が妥当であるか。	5
体制・計画の適否 (7-6) 関係)	業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされ、確実に遂行し得るスケジュールになっているか。	5
経費の妥当性 (7-7) 関係)	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	5

(3) 実施委員会によるヒアリングの実施

別に期日を定め、企画提案者によるプレゼンテーション及び委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 企画提案者側の出席者は各団体3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、30分（企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答15分）を想定し、順次個別に行うものとする。

(4) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 提案者が一者となった場合、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

エ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定



する。

## 11 契約

契約については、選定された契約候補者と実施主体の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「8 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。なお、契約は実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を準用する。

## 12 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

## 13 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者。

## 14 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日をも定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

## 15 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

## 16 企画提案の著作権等に関する事項

### (1) 企画提案の著作権

ア 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 実施主体が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施主体が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、実施主体に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

### (2) 成果物の著作権

ア 受託者は委託者に対し、当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

イ 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

ウ 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害する者でないことを保証する。

エ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 17 その他留意事項

(1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

(2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。

## 18 各書類の提出先・問合せ先

担 当 札幌市国内観光プロモーション実行委員会事務局 小笠原、宗岡  
(札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課内)

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15 階

電 話 011-211-2376

F A X 011-218-5129

メール [kanko@city.sapporo.jp](mailto:kanko@city.sapporo.jp)